

製品事故を防ぐために

私たちがいつも使っているいろいろな製品の事故がテレビや新聞などで報道されています。このような事故の被害に遭わないために、次のことに気を付けましょう。

1 上手に商品を選ぶ

例えば、製品安全協会が定めた安全性の基準に適合した消費生活用製品にはSGマークが付けられています。表示やマークを確認して商品を選びましょう。

2 正しく使う

取り扱い説明書には、製品の使い方が説明してあります。説明書どおりに正しく使いましょう。製品事故は、間違った使い方が原因となる場合が少なくありません。

3 点検や手入れをする

製品は長年使っていると品質が劣化し、事故が起こりやすくなります。また、ホコリが原因で事故になる場合もあります。点検や手入れをして気になるところがあったり、使っていて様子がおかしいと感じたときは、取り扱い説明書にある連絡先に相談してみましょう。



長期使用製品安全点検制度

経年劣化による重大事故発生のおそれが高い下記の「特定保守製品」を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。適切な時期に点検の通知が届きます。

【対象商品】ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機、石油給湯機、石油ふろがま、FF式石油温風暖房機、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、プロパンガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、プロパンガス用）

長期使用製品安全表示制度

電気機器のうち、扇風機、換気扇、エアコン、ブラウン管テレビ、全自動洗濯機、2槽式洗濯機、については、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が製造・輸入事業者に対して義務化されていますので参考にしてください。



【製造年】20××年
【設計上の標準使用期間】△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

※長期使用製品安全点検・表示制度は、平成21年4月以降の製造または輸入製品が対象となります。

豆知識

（独）製品評価技術基盤機構（NITE）や（独）国民生活センターのホームページでは、製品事故情報や商品テストの結果などを公表しています。このような情報も活用しましょう。

製品事故が起きたら

- ①事故品は現状のまま保存する。
- ②発生状況や使用状況などは、整理して記録に残す。
- ③医師の診断を受けたときは診断書などを受け取る。 ことが大切です。

製品事故の紛争解決は、製造者や販売者と話し合うことから始まります。万一、解決できない場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。

なお、製品事故に際し、製品の欠陥が原因で生命・身体又は財産に損害を被った場合は製造物責任法（PL法）によって、損害賠償を請求することができます。

消費生活相談に関するお問い合わせ先

ゼロコーナナゼロ 守ろうよ みんなを!

消費者ホットライン 電話 0570-064-370

※身近な消費生活相談窓口をご案内する全国共通の消費生活相談ダイヤルです。

消費者ホットラインの他、以下の県や市町村の相談窓口にご直接お電話することもできます。

消費生活センター

市町村名	担当課名	電話
鹿児島市	消費生活センター	(099)252-1919
鹿屋市	消費生活センター	(0994)31-1169
指宿市	消費生活相談窓口	(0993)22-2334
薩摩川内市	総合相談窓口	(0996)23-0808

市町村名	担当課名	電話
日置市	消費生活相談窓口	(099)273-2111
霧島市	消費生活センター	(0995)64-0964
いちき串木野市	消費生活相談窓口	(0996)33-5638
伊佐市	消費生活相談窓口	(0995)23-1311

消費生活相談窓口

市町村名	担当課名	電話
枕崎市	消費生活相談室	(0993)72-1111
阿久根市	水産商工観光課	(0996)73-1211
出水市	市民生活環境課	(0996)63-2111
西之表市	市民生活課	(0997)22-1111
垂水市	市民相談サービス課	(0994)32-1295
曾於市	末吉支所経済課	(0986)76-8823
南さつま市	市民生活課	(0993)53-2111
志布志市	港湾商工課	(099)474-1111
奄美市	市民生活課	(0997)52-1111
南九州市	商工観光課	(0993)83-2511
始良市	市民相談課	(0995)66-3111
三島村	経済課	(099)222-3141
十島村	経地济振興課	(099)222-2101
さつま町	商工観光課	(0996)53-1111
長島町	水産商工課	(0996)86-1111
湧水町	商工観光課	(0995)74-3111
大崎町	まちづくり推進室	(099)476-1111
東串良町	商工観光課	(0994)63-3131

市町村名	担当課名	電話
錦江町	産業振興課	(0994)22-0511
南大隅町	企画振興課	(0994)24-3111
肝付町	企画観光課	(0994)65-2511
中種子町	企画振興課	(0997)27-1111
南種子町	企画振興課	(0997)26-1111
屋久島町	商工観光課	(0997)43-5900
大和村	住民税務課	(0997)57-2111
宇検村	建設経済課	(0997)67-2211
瀬戸内町	まちづくり観光課	(0997)72-1115
龍郷町	町民行政課	(0997)62-3111
喜界町	住民生活環境課	(0997)65-1111
徳之島町	企統画計課	(0997)82-1111
天城町	企画課	(0997)85-5171
伊仙町	企画行政課	(0997)86-3111
和泊町	企画行政課	(0997)92-1111
知名町	産業政策課	(0997)93-3111
与論町	商工観光課	(0997)97-4902

県機関のお問い合わせ先

鹿児島県消費生活センター 電話 099-224-0999

大島消費生活相談所 電話 0997-52-0999

発行

鹿児島県県民生活局生活・文化課 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-2521
 鹿児島県消費生活センター 〒892-0821 鹿児島市名山町4番3号 電話 099-224-0999
<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/index.html>